

昭島市障害者プラン

昭島市障害者計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

昭島市

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害福祉計画の根拠法である、障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく個性と人格を尊重し合うものとして、共生社会の実現を目的としています。

本計画においては、この目的を踏まえ、障害のある方も障害のない方も、ともに地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会の実現に取り組みます。

共生社会の実現を図るためには、障害のある方の意思決定を適切に支援して、本人自らの選択を尊重し、自立と社会参加を基本として、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるとともに、ライフステージに応じた的確なサービスの提供と円滑に利用できる体制の整備が必要となります。

障害のある方も障害のない方も、障害の有無によって分け隔てられることなく、社会の一員として、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中でともに支え合い、笑顔で暮らしていくことができる「ともに支え合う あきしま」を実現するため、次の基本理念を掲げ、施策の総合的な推進を図ります。

【基本理念】

ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま

第2節 基本的視点

本計画の推進に当たっては、基本理念である「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」に基づき、次の5つを施策横断的な基本的視点として設定します。

◇基本的視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある方の自立と社会参加を実現するため、自ら決定する機会の確保に十分配慮する中で、本人の意思決定を適切に支援し、本人自らの選択と決定が尊重される社会の実現を図ります。

◇基本的視点2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある方が地域で自立して暮らすことができるように、必要な福祉サービスの提供に努めるとともに、職員研修等の実施によりサービスの質の向上を図ります。

また、福祉サービスの提供に当たっては、障害のある方がそれぞれのライフステージにおいて、適切な支援を切れ目なく受けることができるように、関係機関の連携により総合的な施策を展開します。

◇基本的視点3 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもやその保護者が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において、子どもの成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の支援が、適切に切れ目なく提供される必要があります。

障害のある子どものライフステージに沿って、乳幼児から学校卒業まで子どもの特性に応じた一貫した適切な支援の提供を図るとともに、次のステージに適切につなげていくことができるように、保育、療育、教育、就労などの関係機関の連携を進めます。

◇基本的視点4 障害特性等に配慮した支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害の状態やその特性、生活の状況などに応じ、それぞれの必要性をしっかりと踏まえ、個別的な支援の実施に努めます。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害など、障害には様々な種類があり、同じ障害でもその人ごとに症状や程度が異なることや、盲ろう、重症心身障害などの重複障害や外見だけではわからない障害もあることから、障害に関することや障害のある方に対する理解の促進を図ります。

◇基本的視点5 アクセシビリティ^{*}の向上

障害のある方が地域で安心して暮らすことができるように、地域で気軽に相談できる環境の整備や福祉サービスなどに関する情報提供を充実させることを目的に、アクセシビリティの向上を図ります。

第3節 基本目標

基本理念である「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

◇基本目標1 ともに支え合う共生のまち

障害のある方も障害のない方も、誰もが地域で安心して暮らすためには、お互いの人権を理解し、それぞれの意思を尊重する社会の仕組みが必要です。

障害のある方のライフステージなどに応じた意思決定を尊重するため、適切な支援に努めるとともに、相談支援や情報提供など、必要な福祉サービスの充実を図ります。

また、障害のある方への障害を理由とする差別の解消に関する取組や虐待の防止に努めるなど、権利擁護のための取組を推進するとともに、地域生活の質を高めるため、適切な保健・医療サービスの提供に努めます。

◇基本目標2 子どもを健やかに育むまち

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活していくためには、子どもの成長段階や障害特性に応じ、相談や療育、医療的ケアなどの支援が適切に提供されることが必要です。

障害のある子どもの早期発見、早期療育や学齢期における特別支援教育の充実などに努めるとともに、児童発達支援センター*を中心に、保育、療育、教育、就労などの関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない効果的な支援を提供します。

◇基本目標3 自分らしく暮らせるまち

障害のある方が、地域で自分らしく暮らしていくために、自らが必要となる支援を、自主的に選択できることが大切です。本人の意思を尊重する中で、必要なサービスを適切に提供し、障害のある方の地域生活を支援するとともに、障害のある方の地域での生活を将来に渡って支えるため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

また、充実した日常生活が送れるように、経済的な自立に向け、希望と適性に応じた就労支援に努めるとともに、意思疎通支援や外出支援の充実により、社会活動への参加を促進します。

◇基本目標4 安全・安心に暮らせるまち

障害のある方が、地域で安全・安心に暮らしていくためには、緊急時や災害時に必要となる対策がしっかりと確立されていることが大切です。避難行動要支援者に対する取組や福祉避難所の対応など、災害時対策の体制整備を進め、障害のある方の安全・安心の確保に努めます。

また、誰もが地域で快適に暮らしていくため、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー*やユニバーサルデザイン*に配慮した福祉のまちづくりを進めます。



- | | |
|--------|---------------------|
| 基本的視点1 | 自己決定の尊重と意思決定の支援 |
| 基本的視点2 | ライフステージに応じた切れ目のない支援 |
| 基本的視点3 | 障害のある子どもへの支援 |
| 基本的視点4 | 障害特性等に配慮した支援 |
| 基本的視点5 | アクセシビリティの向上 |

第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス

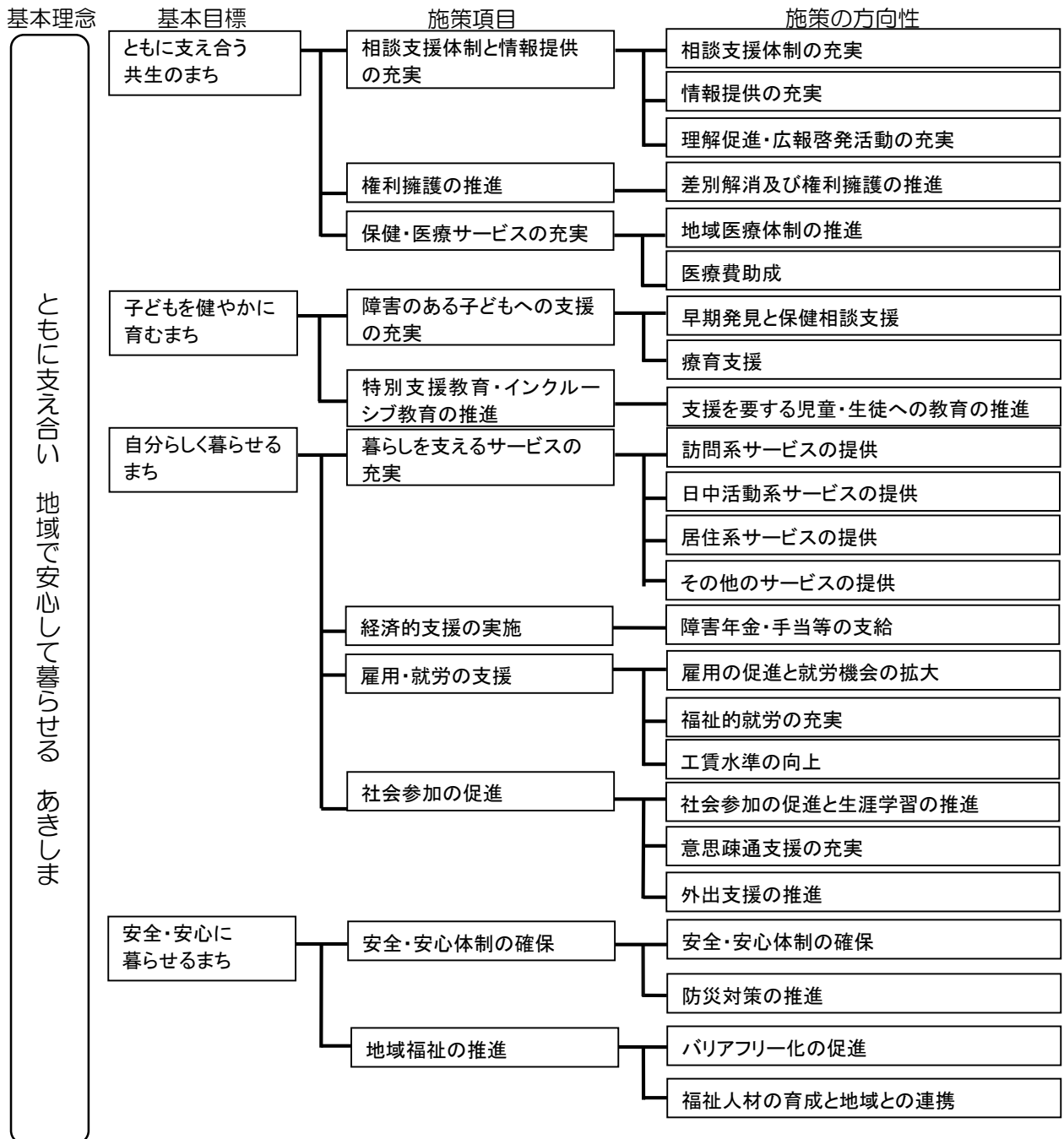
障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の実情に合わせて区市町村が利用者の状況等に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。また、障害のある児童を対象とするサービスとして、児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。



計画における施策の展開

本計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、関連分野の相互の連携を図りながら、基本目標に基づき施策について、総合的な展開を図ります。

【施策の体系】



第1節 ともに支え合う共生のまち

1 相談支援体制と情報提供の充実

【現状と課題】

- ◇障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、気軽に相談できる体制や福祉サービスに関する情報提供が充実していることが重要です。
- ◇市内には、障害のある方やその家族の方などが福祉サービスに関して相談する「相談支援事業所」が39か所、サービス等利用計画を作成する「特定指定相談支援事業所」が9か所あり、そのうちの1か所で、身体障害を中心としたピアカウンセリング*を実施しています。
- ◇障害のある方が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得やすくするとともに、必要な支援をスムーズに受けることができるように、市と各相談支援事業所の更なる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。
- ◇精神障害のある方が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるように、関係機関の連携のもとで地域生活への移行に向けた相談支援の充実が求められています。
- ◇地域生活支援拠点等の整備に関しては、**多様化する相談内容への対応を含め**、地域における相談支援や専門的人材の確保・養成などを**中核的に担う総合的に行う「基幹相談支援センター*」**の機能をどのように確保**設置**するかを検討し、**総合的な相談体制の充実が必要となっています。**ゆが重要な課題となっています。
- ◇市からの情報については、多様な手法による提供に努めていますが、必要な情報が障害のある方に的確に伝わるように、より一層の工夫が必要となっています。引き続き、視覚障害のある方や聴覚・言語障害のある方など、情報の収集、利用の面で制約を受けている人に十分配慮して、情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。
- ◇市では、イベントや各種講座などを通じて、障害のある方と障害のない方との交流の促進や、障害に関することや障害のある方の理解を進めるための啓発活動に努めていますが、引き続き、こうした取組の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

- 障害のある方が、身近な場所で気軽に相談することができるように、相談支援機能の充実に努めます。また、地域支援協議会相談支援部会と連携を図る中で、相談支援体制の充実に努めます。
- 医療機関や保健所などの関係機関や地域移行・地域定着支援に係る事業所と連携し、相談支援の充実に努め、障害のある方の地域移行に向けた取組の推進に努めます。
- 障害のある方の適切な選択を支援するため、様々な媒体や多様な手法を活用し、それぞれの障害に対応した適切な情報が、必要なときに手軽に入手することができるよう、情報提供の総合的な支援に努めます。
- 障害のある方に対する理解はまだ十分とはいえません。地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、相互に支え合う地域社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

【事業内容】

(1) 相談支援体制の充実

番号	事業名	内容	担当
1	相談支援事業	障害のある方やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課
2	ピアサポート※ 相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを引き続き実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。	障害福祉課
3	精神障害者一般 相談事業	通院している精神障害のある方やその家族を対象に、安心して地域で生活できるように連携を図りながら、生活、医療、福祉制度などについての相談や支援を行います。また、未治療や治療中断など医療相談やアルコールに関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図ります。	障害福祉課
4	身体・知的障害者 相談員設置事業	障害のある方の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者や家族が地域における身近な相談員となり、当事者の立場で相談に応じながら助言を行います。	障害福祉課
5	*計画相談支援	障害のある方が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課
6	*地域相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援)	施設に入所し、又は病院に入院している障害のある方を対象に、地域生活への移行に向け、相談や同行支援(地域移行支援)を実施します。また、地域で居宅生活を行う方への常時連絡体制を確保し、緊急時には、相談対応や訪問等(地域定着支援)を行います。	障害福祉課
7	地域支援協議会 との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療・教育・雇用等に関する専門職などが集い、相互の連携や情報を共有し課題を集約する中で、専門部会の活用も図り、地域の実情に応じた障害のある方への支援体制の整備について協議し、地域の課題解決に努めます。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(2) 情報提供の充実

番号	事業名	内容	担当
8	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、わかりやすい表現により、福祉制度や福祉サービスに関する情報の提供に努めます。	広報課 障害福祉課
9	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある方を対象に、「広報あきしま」と「あきしま市議会だより」などの点字版・音声版を発行し、行政情報の円滑な提供を図ります。	議会事務局
10	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある方が気軽に読書できる環境を整備するため、対面朗読の実施や大活字本の貸出、点字図書、録音図書、障害者用資料の充実などを図ります。	市民図書館
11	誰もが利用しやすいホームページの作成	文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を活用し、障害のある方に配慮したホームページの作成に努めます。	広報課
12	ガイドブックの作成・充実	障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスなどの情報をわかりやすく提供し、引き続き、ガイドブックの掲載内容の充実を図ります。	障害福祉課

(3) 理解促進・広報啓発活動の充実

番号	事業名	内容	担当
13	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある方への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用し、継続的な啓発活動や情報提供に努めます。	障害福祉課
14	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなどの各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある方に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	障害福祉課 介護福祉課 健康課
15	人権意識の普及・啓発	障害のある方を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書課
16	障害者スポーツの普及・啓発	スポーツイベントにおいて、パラリンピック競技種目を体験する機会を提供するとともに、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ◇障害のある方が、個人の尊厳を尊重され、社会の一員として自分らしく暮らしていくためには、日々の暮らしの中での自己決定を適切に支援するとともに、障害のあることを理由とした差別を受けることがない地域社会を構築することが必要です。
- ◇障害があることなどにより、判断能力が十分あるとはいえない方が、地域で自立して生活することができるよう、社会福祉協議会では、「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*利用支援推進事業を実施する中で、障害のある方の人権を守るとともに、自己決定を支援しています。
- ◇日常生活や就労の場で、障害があることを理由に差別を受けることが無いよう、障害に対する理解を促進することが必要です。
- ◇障害のある方の尊厳と自立を守るためには、障害のある方に対する虐待を防止することが極めて重要です。様々な機会を捉え、虐待の防止を周知していくとともに、障害のある方が虐待を受けたときに適切に保護し、支援するための体制の整備を図ります。また、虐待の防止に向け、障害のある方の養護者に対する支援にも努めるなど、障害のある方の権利擁護の取組を進めます。

【施策の方向】

- 障害のある方も障害のない方もお互いの人権を尊重し、地域で自分らしく安心して生活することができるよう、障害のある方の自己決定を支援するとともに、障害のある方の虐待防止と養護者に対する支援に努めます。
- 障害のある方が自由に意思を表明し、自らの権利、財産を守ることができるように、社会福祉協議会が運営する「地域福祉・後見支援センターあきしま」の活動を支援し、国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知に努め、障害に関することや障害のある方に対する理解の啓発に取り組むとともに、障害者差別解消支援地域協議会の場で関係機関の連携を図り、具体的な取組を進めます。
- 選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させるための最大の機会です。基本的人権である選挙権について、その行使を円滑に図ることができるように、環境の整備と適切な支援に努めます。

【事業内容】

(1) 差別解消及び権利擁護の推進

番号	事業名	内容	担当
17	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害があることにより、判断能力が十分あるとはいえない方の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施している日常的な手続や金銭管理、重要書類の預かりなどを行う、地域福祉権利擁護事業の支援に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
18	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分とはいえない障害のある方の地域生活を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉総務課 障害福祉課
19	障害者虐待防止センター事業	障害のある方の虐待に関する相談窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の防止、養護者に対する支援の取組を進めます。	障害福祉課
20	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害に関することや障害のある方に対する正しい理解を深めるため、職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図ることなどにより、障害を理由とした差別のない対応に努めます。	職員課
21 (新)	差別解消支援地域協議会との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療、教育、雇用等に関する専門職などが集い、差別の解消に向けた普及啓発などを行うことによって、障害を理由とする差別の解消を推進します。	障害福祉課
22	選挙における配慮	障害のある方の投票参加を支援するため、引き続き、音声版の「選挙公報」を作成し、点字・代理投票制度や郵便投票制度を円滑に実施するとともに、各投票所では、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を図ります。	選挙管理委員会事務局

3 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

- ◇障害のある方の地域生活の質を上げていくためには、適切な保健・医療サービスが提供されることが重要です。
- ◇障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努めるだけでなく、高齢化などに伴う障害の重度化の予防及び対応を図る観点からも、保健・医療サービスの充実が求められています。
- ◇医療機関に対しては、障害のある方の受診について適切な対応に努めていただくよう、機会を捉え依頼しています。こうした対応を徹底し、障害のある方が安心して医療機関を受診できる環境の整備を進める必要があります。
- ◇昭島市歯科医師会が取り組んでいる障害者等歯科医療支援事業により、障害のある方を対象とした訪問歯科診療などのサービスを実施していますが、引き続き、障害のある方の要望に応えられるよう取り組む必要があります。
- ◇精神障害のある方では、精神疾患の症状の悪化のため、受診が困難になり、更に症状が悪化して日常生活が困難になるという悪循環に陥ることもあります。こうしたことに対応するため、保健所や医療機関をはじめとした、関係機関の更なる連携が求められています。

【施策の方向】

- 障害のある方が、地域で安心して暮らすためには、身近な場所で健康管理や適切な医療サービスを受けることが大切です。引き続き、医療機関に働きかけ連携の強化による支援体制の充実を図ります。
- 精神障害のある方の地域生活を支援するため、精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について、検討を行います。
- 難病患者の地域生活を支援するため、保健所との連携を図るとともに、医療費助成制度や障害福祉サービスの利用に関して、対象疾患や利用方法等について、周知・啓発に努めます。
- 障害のある方に対する各種医療費助成制度の周知・啓発に努めるとともに、医療費助成制度の充実について、関係機関を通じて国などに要請し、障害のある方の福祉の増進を図ります。

【事業内容】

(1) 地域医療体制の推進

番号	事業名	内容	担当
23	医療機関との連携	障害のある方の医療や看護について、医療機関との連携の更なる緊密化を図り、サービス提供体制の充実を図ります。また、こうした連携を活用し、 障害のある方が地域で安心して生活できるよう努めます。	障害福祉課
24	障害者等歯科医療支援事業	障害のある方が、必要な歯科診療や治療が的確に受けられるように、昭島市歯科医師会と連携し、診療環境の充実を図ります。	障害福祉課

(2) 医療費助成

番号	事業名	内容	担当
25	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある方を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。【国制度】	障害福祉課
26	自立支援医療（精神通院）の申請受付	精神疾患で通院している方を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課
27	心身障害者医療費助成事業	重度の心身障害のある方を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課
28	難病医療費等助成制度などの申請受付	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかられた方を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課

第2節 子どもを健やかに育むまち

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもが地域で健やかに育っていくためには、乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの特性とライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が必要です。
- ◇障害の早期発見と早期対応、早期療育は大変重要です。また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目に、支援の切れ目が生じることがないように配慮していくことも求められています。
- ◇市では、昭島市医師会や保健所などの関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査などの各種健康診査や保健相談、指導の実施などに努めています。
- ◇障害のある乳幼児が療育機関などにつながった後も、保健師による保護者へのサポートは継続していく必要があります。
- ◇障害のある子どもの将来の自立を見据え、早い段階からの療育の視点を踏まえた教育・保育の支援が必要です。
- ◇市では、乳幼児健康診査や子ども相談事業などにおいて、障害の早期発見を心がけるとともに、療育指導や通所訓練に早期につながるができるよう支援を行っています。
- ◇教育・保育施設※においては、これまでも障害のある子どもの受け入れの拡大を図ってきましたが、更なる受け入れの拡大が求められています。
- ◇（特別な配慮が必要と思われる子どもとその保護者に対し、関係機関を含め、総合的な相談・支援を行うため、令和元年度、教育・発達総合相談がアキシマエンス校舎棟に設置されました。

【施策の方向】

- 母子保健事業などを通じて、障害の早期発見に努め、障害の種類に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもの個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの適切な支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応を図ります。
- 子どもや保護者などに適切な対応を行うことができるように、施設からの要望により、臨床心理士などの専門的な知識を有する相談員が巡回し、市内の幼稚園教諭や保育士、学童クラブ指導員などからの、児童の身体的・精神的な発達などについての相談に応じ、助言などを行います。
- 発育、発達の状況に応じて適切な支援を受けることができるように、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。また、教育・発達総合相談では、0歳～18歳までの切れ目のない相談体制の充実を図ります。

【事業内容】

(1) 早期発見と保健相談支援

番号	事業名	内容	担当
29	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。	健康課
30	乳幼児発達健康診査	発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施し、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児を、早期に適切な治療や療育に結びつけることができるように努めます。	健康課
31	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課
32 (新)	教育・発達総合相談の充実	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童(要配慮児童)の早期発見・早期支援、継続的支援に係るシステム構築を図ります。	子ども育成課 指導課
33	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育を進めるため、保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して子どもと保護者双方の支援を図ります。	健康課 子ども育成課
34	保護者への相談・支援	発達に課題のある子どもの保護者などからの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師などによる相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課
35 (新)	要配慮児童一時預かり事業	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童を、保護者に代わって一時的に預かる「要配慮児童一時預かり事業」を継続して行います。	子ども育成課
36	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設等や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、施設職員の適切な対応に関する助言を行います。	子ども育成課

(2) 療育支援

番号	事業名	内容	担当
37	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 子ども育成課
38 (新)	要配慮児童への支援	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童の保護者が数組の親子での活動や遊びを通し、子どもの特性に気づき、きめ細やかな保護者支援の中で子どもの成長発達を促す関わりや環境の配慮を学び、子どもに必要な支援につなげるための親子発達支援事業を継続して実施します。	子ども育成課 健康課
39	*児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課
40	インクルーシブ教育・保育*の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て支援課
41	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や特性、保護者の意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるように、関係機関との連携による情報の提供を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を進め、移行情報の適切な引き継ぎに努めます。	子ども子育て支援課 健康課 指導課
42	*放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課
43	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもの学童クラブへの受入体制を確保し、待機児童をなくすように努めます。	子ども子育て支援課

注：*印は、児童福祉法に基づく障害のある児童を対象としたサービス事業

2 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするためには、子ども達一人ひとりの個性や適性に応じた教育が重要な役割を果たします。
- ◇障害のある児童・生徒が、**障害のない**児童・生徒とともに学び合うという意識が**もてる**ように、**学校生活支援シート**(個別の教育支援計画)及び**個別指導計画**に基づき、特別の教育課程を組み、教育内容や方法などに工夫を凝らした指導の充実に努めるとともに、一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うことが大切です。
- ◇学齢期にかけては、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談窓口につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。
- ◇特別支援学級設置校の状況

区分	形態	種別	学校名(学級名)
小学校	固定級	知的障害	共成小(若草)・つつじが丘小(杉の子)・田中小(ふたば)
		自閉症・情緒障害	富士見丘小(さくら)
	通級	難聴・言語障害	富士見丘小(きこえとことば)
中学校	固定級	知的障害	昭和中(1組)・多摩辺中(8組)
		自閉症・情緒障害	清泉水中(清泉)
	通級	情緒障害	瑞雲中(ずいうん)・拝島中(はいじま)

◇小学校における特別支援教室

拠点校	グループ校	拠点校	グループ校
東小	共成小・富士見丘小・玉川小	つつじが丘小	武蔵野小
光華小	中神小・成隣小・田中小	拝島第三小	拝島第一小・拝島第二小

※平成30年度より、「通級指導学級体制」から「特別支援教室体制」へ移行

◇中学校における特別支援教室

拠点校	グループ校
瑞雲中	昭和中・福島中・清泉水中・拝島中・多摩辺中

※令和3年度より、「通級指導学級体制」から「特別支援教室体制」へ移行

【施策の方向】

- 児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、「第2次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図ります。
- 全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに、特別な支援が必要な児童・生徒には、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

- 就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を行うため、教育福祉総合センターの開設を機に、教育部門と福祉部門が一体となった総合相談窓口の開設に向けた検討を行うなど、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。
- 都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、市内の小・中学校に副次的な籍（以下「副籍」という。）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図り、副籍制度が十分に機能するようきめ細やかな連携を図ります。

【事業内容】

（１）支援を要する児童・生徒への教育の推進

番号	事業名	内容	担当
44	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や特性に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課
45	特別支援教室の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実に努め、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。	指導課
46	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するための学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課
47	居住地交流・交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び、理解を深める交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課

番号	事業名	内容	担当
48	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課
49	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を通じて適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実を図ります。	指導課
50	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	障害福祉課

第3節 自分らしく暮らせるまち

1 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 訪問系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇障害のある方が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについて、ニーズに応じた多様なサービスを提供する必要があります。
- ◇医療的ケアを必要とする方が、教育・保育の場面でも分け隔てなく、教育・保育が受けられるよう、必要に応じたサービス提供体制の確保や理解を進める必要があります。
- ◇重度訪問介護については、対象者が常時介護を必要とする身体障害（肢体不自由）のある方のほか、平成26年4月からは常時介護を要する重度の知的障害又は精神障害のある方にも拡大されており、障害のある方の利用ニーズに合った支援を適切に実施していく必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある方が地域で自立した生活ができるよう、適切で円滑な訪問系サービスの実施を図ります。また、関係機関の連携と協力により、障害のある方の地域での自立した生活の確保に向けた支援に努めます。
- 障害福祉サービスの提供に関しては、障害支援区分の認定などの手続の円滑な実施や適切なサービスを選択することができる支援体制の充実を図るとともに、引き続き、本人のライフステージに応じたニーズを的確に把握する中で、障害支援区分に応じた適切な支給決定を行います。
- 医療的ケア児に対して、必要な支援が行われるよう、関係機関と連携を図るとともに、専門的な知識を持つ相談員の育成・配置を行います。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
51	*居宅介護	障害のある方を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	障害福祉課
52	*重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の障害のある方を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	障害福祉課
53	*同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある方を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	障害福祉課
54	*行動援護	行動面に著しい困難がある知的障害、精神障害のある方を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当
55 (新)	医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児に対する支援として会議体を設置し、相談支援専門員の養成や児童発達支援事業所との連携、保育所との交流を図る。	障害福祉課・健康課・子ども子育て支援課・子ども育成課・指導課
56	* 重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある方を対象に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(2) 日中活動系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇地域で暮らす障害のある方に、通所施設などにおいて支援を行うとともに、創作活動や生産活動及び身体機能の向上を図る訓練などの機会を提供します。
- ◇障害のある方のライフステージに応じた切れ目のない支援を図る観点からも、学校教育修了後の日中活動の場を確保することが課題となっています。
- ◇令和2年11月現在、市内の生活介護施設は6か所となっています。今後、特別支援学校高等部卒業生の進路先をはじめとして利用者の増加が見込まれているため、市内の生活介護施設の定員の拡充や新たな施設の設置が求められています。
- ◇令和2年11月現在、市内の短期入所施設は1か所となっています。介護者のレスパイト*や緊急時に適切に対応するためにも、市内への短期入所施設の設置が求められています。
- ◇市では、地域活動支援センター*Ⅰ型を1か所設置し、主に精神障害のある方の創作活動や生産活動、交流活動の場を提供していますが、知的障害のある方の休日や週末に活動できる場所がなく、またヘルパー不足などにより移動支援を使うことができずに自宅で過ごさざるを得ない状況となっています。

【施策の方向】

- 市内の生活介護施設が不足している状況を踏まえ、立川基地跡地内の国有地市有地等に整備することについて検討を行います。
- 市内の短期入所施設が不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能として、立川基地跡地内の国有地市有地等に整備することについて検討を行います。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、障害のある方の社会参加や日中活動の充実を図ります。
- 特別支援学校卒業後、平日の日中活動が終了した後や週末・休日の過ごし方などについて、どのようなニーズがあるのか検討し、必要なサービス提供を図ります。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
57	*生活介護	常に介護を必要とする障害のある方に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	障害福祉課
58	*自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある方に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	障害福祉課
59	*療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある方を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
60	*短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	障害福祉課
61	地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	主に精神障害のある方を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(3) 居住系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇障害のある人の地域での生活を実現するためには、日中活動の場と合わせて、居住の場が確保されていることが必要不可欠です。
- ◇市内には、精神障害のある人を対象とした、滞在型のグループホームがないことから、滞在型にも対応したグループホームの設置が求められています。
- ◇障害のある人が自らの暮らし方を選択でき、介護者が高齢化した場合などにおいても、引き続き、住み慣れた地域で生活することができるとともに、入所施設や病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の居住の場の整備を促進していく必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある人が安心して暮らしていくことができるように、グループホームにおいて、主として夜間や休日に必要なサービスを提供するとともに、グループホームの家賃を助成することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
- 精神障害のある人を対象としたグループホームの設置に向けて、設置主体となる法人と連携を図り整備促進を図ります。
- 入所施設や病院等から地域生活への移行を進めるとともに、介護者が高齢化した場合などに対応するグループホームが不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能を担う中で、~~市有地等~~への整備に向けて検討を行います。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
62	* 自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから地域で一人暮らしを始めた障害のある方を訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。	障害福祉課
63	* 共同生活援助（グループホーム）の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある方を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
64	* 施設入所支援	施設に入所している障害のある方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
65	グループホーム家賃助成事業	グループホームを利用している障害のある方を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(4) その他のサービスの提供

【現状と課題】

- ◇障害のある方も障害のない方も、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効果的・効率的に事業を実施することが大切です。また、障害のある方の自立した地域生活をサポートするため、地域の特性を踏まえ、地域生活支援事業を適切に実施することが求められています。
- ◇障害のある方の地域での自立した生活を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを適切に実施する必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある方の自立を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを実施します。
- 日常生活用具給付事業については、障害のある方のニーズや社会情勢等に応じて、必要に応じて見直しを図ります。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
66	補装具給付事業	障害のある方の日常生活を容易にし、又は職業的な能率の向上を図るため、必要と認められる補装具の給付や修理を行います。	障害福祉課
67	日常生活用具給付事業 (地域生活支援事業)	障害のある方や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要と認められる日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課
68	巡回入浴サービス事業 (地域生活支援事業)	心身に重度の障害があり家庭での入浴が困難な方を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。	障害福祉課
69	住宅設備改善費給付事業	在宅で重度の身体障害のある方を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用の給付を行います。	障害福祉課
70	紙おむつ支給事業	心身に重度の障害があり常時紙おむつを必要とする在宅の方を対象に、紙おむつを支給します。	障害福祉課
71	自立生活支援補助事業	地域における障害のある方が主体的で自立した生活を支援するため、障害のある方が主体となって福祉サービスを供給する事業所を対象に、補助金を交付します。	障害福祉課

2 経済的支援の実施

【現状と課題】

- ◇障害のある方が自立して生活していくためには、経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労*のみでは、生活を支えることが難しいのが現状です。
- ◇生活の安定を支援する観点から、引き続き、障害のある方に関する手当等の適正な支給を図るとともに、諸制度の周知を徹底していく必要があります。

【施策の方向】

- 障害基礎年金制度について、制度の存在や手続方法などを知らないために、本来、受給できるはずの年金を受給できないことがないように、制度の周知・啓発を図ります。
- 障害のある方の日常生活の安定を図るため、年金や手当などの経済的支援制度の周知に努めるとともに、その適切な支給を行います。

【事業内容】

(1) 障害年金・手当等の支給

番号	事業名	内容	担当
72	障害年金制度の周知	障害年金制度について、年金事務所と連携を図る中で、受給対象となる人が適切に受給することができるように、周知・啓発に努めます。	保険年金課
73	特別障害者手当等支給事業【国制度】	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度の障害のある方を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
74	重度心身障害者手当支給事業【都制度】	心身に特に重度の障害があることにより、常時複雑な介護を必要とする方を対象に、福祉の増進を図るため、重度心身障害者手当を支給します。	障害福祉課
75	特別児童扶養手当の申請受付【国制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護又は養育している方を対象に、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
76	児童育成手当(障害手当)の支給【都制度】	20歳未満の心身に中程度以上の障害のある児童を扶養している人を対象に、福祉の増進を図るため、児童育成手当(障害手当)を支給します。	子ども子育て支援課
77	心身障害者福祉手当支給事業【都・市制度】	心身に障害のある方を対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	障害福祉課
78	特殊疾病者福祉手当支給事業【市制度】	治癒が著しく困難な疾病にかかっている方(難病医療費等助成対象者等)を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	障害福祉課

3 雇用・就労の支援

【現状と課題】

- ◇障害のある方への就労支援に関して、職種の希望や適性に合った就労につなげ、自分らしく働くことができるように支援することは、社会的・経済的に自立するための大切な取組の一つです。
- ◇市では、障害のある方が一般就労にチャレンジし、安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面の支援を行う「障害者就労支援センター」を設置しています。今後、障害者雇用促進法における障害者雇用率が引き上げられることを踏まえ、企業や労働行政機関と連携した、就労支援の充実が求められます。
- ◇障害のある方の一般就労後のフォローは、「障害者就労支援センター」を中心として実施していますが、就労定着と職業的自立に向け、更なる支援の充実が努める必要があります。
- ◇保健福祉センターの喫茶コーナーには、市内の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの自主製品を展示・販売するコーナーを設けています。引き続き、展示・販売を行うとともに、展示・販売する機会拡充について検討する必要があります。
- ◇市内の就労継続支援B型などの就労系の事業所を中心として、事業所間の連携を図る中で、自主製品の販売促進活動の一環として、共通ブランド「あきしまある」を創設し、共同販売会や共同受注の実施などにより、工賃アップに取り組んでいます。今後も、各事業所間の連携を更に深める中で、利用者のやりがいや働く意欲の向上にも配慮し、工賃アップの取組を推進することが求められています。
- ◇障害者優先調達推進法の施行以降、市内の障害者就労支援施設を対象として、市が発注する公共施設の清掃業務、公園等の除草業務や印刷業務等の優先調達に努めています。また、障害者就労支援施設が運営する市役所1階の喫茶コーナーの客席を増やすとともに、新たに調理パンの販売を可能とするなど、就労機会の提供や工賃水準向上の取組を支援しています。

【施策の方向】

- 障害のある方の一般就労を進めるため、「障害者就労支援センター（チャレンジドステーション kujira）」を中心に関係機関との連携を強化し、一般就労の促進と定着を図ります。
- 障害のある方を雇用し、又は雇用を予定している企業や事業所、特例子会社[※]などに対し、労働行政関係機関と連携を図る中で、障害者雇用に関する理解・啓発や職場環境の整備に関する支援等に取り組めます。
- 平成28年度より実施している市役所での職場体験実習を継続して実施するとともに、対象者の拡大や実施内容等について、具体的な検討を行います。
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の通所者の一般就労の促進を図るため、地域支援協議会就労支援部会と連携し、昭島市商工会をはじめとした事業主団体等の協力を得る中で、市内企業・事業所への啓発や理解の促進に取り組めます。
- 「昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市が物品やサービスを調達する際には、公平性や競争性に留意し、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入するように努めます。

【事業内容】

(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

番号	事業名	内容	担当
79	障害者就労支援事業の実施	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して継続的に働き続けられるようにするために関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課
80	障害者職場体験実習の実施	障害のある方の就労を支援するため、市役所において、特別支援学校高等部の生徒を対象に、職場体験実習を継続的に実施します。また、対象者の拡大や実施内容等について具体的に検討します。	障害福祉課
81	市職員における障害のある方の雇用促進	市役所において、障害のある方の雇用の促進を図るため、受入体制や労働環境の整備に努めるとともに、障害者雇用率の遵守に努めます。	職員課
82	障害のある方の雇用促進	障害者就労支援センターやハローワーク立川などの労働行政機関と連携を図り、障害のある方の雇用促進を企業に働きかけます。	産業活性課
83	障害のある方の職域の拡大	障害のある方の雇用を促進するため、昭島市商工会や労働関係機関と連携し、市内事業所に対して、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図ります。	産業活性課

(2) 福祉的就労の充実

番号	事業名	内容	担当
84	*就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。	障害福祉課
85	*就労継続支援 (A型・雇成型)	一般企業等への就労が困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
86	*就労継続支援 (B型・非雇成型)	一般企業等への就労が困難な障害のある方に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
87	*就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した方が、就労環境等の変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言等を行います。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(3) 工賃水準の向上

番号	事業名	内容	担当
88	障害者就労施設等の自主製品の展示・販売コーナーの設置	公共施設（保健福祉センター・アキシマエンス）において、障害者就労施設等の自主製品等を展示・販売できるコーナーを設置し、障害者就労支援施設等の活動内容の周知や通所者の工賃向上に努めます。	福祉総務課 市民図書館
89	就労者就労施設等の自主製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等の自主製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用し、市と事業所が連携を図る中で、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	障害福祉課
90	障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品の購入や業務の委託などの受注機会の拡大を図るとともに、施設が供給可能な物品や業務などの周知にも努めます。	障害福祉課 全課

4 社会参加の促進

【現状と課題】

- ◇障害のある方が、地域で自分らしく生活していくためには、地域の人々と交流し、支え合っていくことが重要です。また、障害のある方が豊かで潤いのある生活を送るために、芸術や文化に触れることやスポーツ・レクリエーション活動への参加等を支援し、その促進を図ることが必要です。
- ◇聴覚障害や視覚障害のある方は、その感覚機能の障害によってコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。日常生活の利便性の向上や自立と社会参加を促進するためには、コミュニケーションが適切に確保できる環境づくりが課題となっています。
- ◇障害のある方の社会参加を進めるためには、外出や移動に係る手段の確保は大切な課題です。障害のある方の外出支援サービスとしては、「心身障害者用自動車（くじら号）運行事業」のほか、地域生活支援事業の「移動支援事業」や「タクシー利用費助成事業」、「自動車等ガソリン費助成事業」、NPO法人が行っている「移送サービス事業」などがあります。障害のある方がいきいきと社会参加することができるように、外出や移動の支援を充実する必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある方も障害のない方も、誰もが地域活動に気軽に参加し、芸術や文化に触れ、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。
- ~~○障害のある方が、スポーツ・レクリエーションなど様々なイベントに気軽に参加できるような支援の充実を図り、障害のある方と障害のない方が一緒になって活動し楽しめる機会の提供に努めます。~~
- 聴覚障害のある方の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションを確保するため、手話通訳者の派遣などコミュニケーション支援を推進します。また、支援に携わる手話通訳者の養成も推進します。
- 障害のある方が、地域生活や社会活動において必要な移動手段を確保することができるようにするため、移動支援や移動に係る費用の助成などのサービスを提供します。

【事業内容】

(1) 社会参加の促進と生涯学習の推進

番号	事業名	内容	担当
91	障害のある青年の交流事業	障害のある青年が、社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年が障害のない青年とともに活動し、交流を深める講座を年間を通して実施します。	市民会館・公民館
92	文化活動支援	障害のある方も障害のない方も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館

(2) 意思疎通支援の充実

番号	事業名	内容	担当
93	手話通訳者等派遣事業 (地域生活支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方を対象に、コミュニケーションの支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課
94	手話通訳者養成事業 (地域生活支援事業)	聴覚・言語機能などに障害のある方の意思疎通を支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の拡充を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
95	言語機能訓練事業 (地域生活支援事業)	音声や言語機能に障害のある方を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	障害福祉課
96	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課

(3) 外出支援の推進

番号	事業名	内容	担当
97	心身障害者用自動車（くじら号）運行事業	心身の障害により常時車いすを使用しなければ移動することが困難な方を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすで乗車することができる障害者用自動車（くじら号）を運行します。	障害福祉課
98	移送サービス補助事業	公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に行う福祉有償移送サービス事業を実施する事業所に対し、補助金を交付するとともに、事業の登録申請手続の支援を行います。	障害福祉課 福祉総務課
99	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	障害福祉課
100	移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、福祉サービスの利用あるいは社会参加へのきっかけとしても有効である、外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を柔軟に行います。	障害福祉課

番号	事業名	内容	担当
101	タクシー利用費助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある方を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課
102	自動車ガソリン費等助成事業 (地域生活支援事業)	重度の障害のある方を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に係るガソリン費用等の一部を助成します。	障害福祉課
103	自動車運転免許取得費助成事業 (地域生活支援事業)	身体・知的障害のある方を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	障害福祉課
104	自動車改造費助成事業 (地域生活支援事業)	重度の身体障害のある方を対象に、就労などのため自動車を購入する際に必要となる改造費用の一部を助成します。	障害福祉課
105	都営交通無料乗車券の発行	都内に居住する身体障害・知的障害のある方や戦傷病者の方を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課
106	心身障害者民営バス割引証の交付	身体・知的に障害のある方を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	障害福祉課

第4節 安全・安心に暮らせるまち

1 安全・安心体制の確保

【現状と課題】

- ◇全ての人が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害時の支援・協力体制の構築や防犯への取組が大切です。
- ◇災害の被害を最小限に抑えるためには、災害時の即応体制を整備するとともに、障害のある方を含む市民の災害への対応力を高めていくことが重要です。
- ◇市では、災害などの非常事態には、障害のある方を含む全ての市民に、防災行政無線や昭島市携帯メール情報サービス*などを活用し、的確な情報提供を図ります。
- ◇障害のある方の緊急事態を把握することができるよう、緊急通報システムなどの設置事業を実施していますが、こうした事業では大規模災害時の対応は困難です。
- ◇障害のある方などの自力では避難することが困難な避難行動要支援者*の支援や安否確認には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会など、地域の幅広い協力が不可欠です。
- ◇市では、災害対策基本法の一部改正を受け、これまでの要援護者対策を改め、新たに避難行動要支援者対策を実施しています。また、要援護者の避難所として4か所の公共施設を二次避難所(福祉避難所*)として指定しています。
- ◇市では、一次避難所となる学校避難所において学校避難所運営委員会を組織し、学校管理者、民生委員、自治会、自主防災組織や障害のある方も参加する中で、配慮を必要とする方への対処方法や専用スペースの確保なども含めた各学校避難所運営マニュアルを作成し、その検証を進めています。
- ◇学校避難所運営マニュアルの検証を踏まえ、二次避難所(福祉避難所)の運営方法や運営体制の整備などについて、具体的な検討を進める必要があります。

【施策の方向】

- 消防機関や警察機関と地域との連携を強化し、市民と行政が協力しながら地域の安全・安心を適切に守ることができる環境の整備を図るとともに、災害時を想定した、具体的な対応の検討を進めます。
- 重度障害のある方については、避難行動要支援者名簿への登録により、自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者との情報共有を図るとともに、機会を捉え、緊急通報システムの活用や昭島市携帯メール情報サービスへの登録を働きかけていきます。
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組として、地域防災計画に基づき策定された、**避難支援プラン(全体計画)**に基づき、**支援体制を構築するとともに、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時等の障害のある方の安全・安心を確保する取組を進めます。**

【事業内容】

(1) 安全・安心体制の確保

番号	事業名	内容	担当
107	救急通報システム制度の活用	単身世帯で在宅の重度の障害のある方を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する救急通報システムなどを活用します。	障害福祉課
108	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	障害福祉課
109	昭島市携帯メール情報サービスの登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課

(2) 防災対策の推進

番号	事業名	内容	担当
110	学校避難所支援体制の整備	災害時の一次避難所となる学校避難所の運営については、各学校で学校避難所運営委員会を組織し、検証が図られている。その中で障害のある方にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を進めるため、障害者やその家族などの参画推進を図ります。	防災課 庶務課
111 (新)	避難行動要支援者に対する支援	昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者との連携を図る中で、災害時における避難支援等に努めます。	防災課 福祉総務課
112 (新)	避難行動要支援者に対する戸別受信機利用料等補助	多摩川・残堀川の浸水想定区域内に居住している避難行動要支援者名簿の登録者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置及び利用料等を補助することにより、戸別受信機の利用を促進し、災害時の迅速かつ確実な情報伝達を図ります。	防災課 福祉総務課

2 地域福祉の推進

【現状と課題】

- ◇全ての市民が地域の一員としていきいきと暮らしていくためには、障害のある方、市民、ボランティア団体、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域での問題を解決することが求められています。
- ◇障害のある方が、社会のあらゆる分野に参加するために、様々な社会的障壁（バリア）を取り除いていく必要があります。
- ◇市では、道路や施設などの公共施設については、誰もが安全かつ快適に利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備、改修を順次進めています。また、商業施設や民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、利用者の視点に立った施設の整備を誘導しています。

【施策の方向】

- 障害のある方が、日常生活において施設や設備等を気軽に安心して利用することができるようにするため、施設や設備等のバリアフリー化の推進を図り福祉のまちづくりを推進します。また、心のバリアフリーの推進を図ります。
- 昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- 地域で支え合う仕組みを推進するためには、活動を支える人材の確保が不可欠であることから、ボランティアの育成や活動の支援、地域の福祉人材の確保に努めます。

【事業内容】

（1）バリアフリー化の促進

番号	事業名	内容	担当
113	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、安心・安全・快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進を図ります。	福祉総務課 全課

(2) 福祉人材の育成と地域との連携

番号	事業名	内容	担当
114	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校の教育課程に位置づけるとともに、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉・ボランティア教育を推進します。	指導課
115	ボランティア活動の推進	ボランティアセンター（社会福祉協議会）が行うボランティア団体の活動情報の提供や、ボランティア活動に関する講座、団体間相互の交流事業などを支援し、ボランティアの育成及び活動の推進を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
116	移動支援従事者養成研修の実施	移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ヘルパー不足解消の手段の一つとして、ガイドヘルパー養成研修を継続して実施し、人材の確保に努めます。	障害福祉課

第6章 障害福祉サービス等の提供

第1節 障害福祉計画における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 令和元年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

国の基本指針	○令和元年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 ・当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
目標値設定の考え方	○地域生活に移行した施設入所者は、平成27年度から令和元年度までの5年間に おいて3人であることを考慮し、令和元年度末時点の施設入所者72人から4人 が地域生活に移行する者の数として設定する。

区分	数 値		設定の考え方
令和元年度末の施設入所者数	基準値	72人	令和元年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	4人 (5.6%)	令和元年度末時点の施設入所者数のうち、4人がグループホーム等へ移行することを基本とする。

(2) 施設入所者の削減数

国の基本指針	○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和2年10月末時点の施設入所者数は73人となっており、既に基準値を上回っている状況にあることなどから、基準値となる令和元年度末時点の施設入所者数の72人を超えないこととして設定する。

区分	数 値		設定の考え方
平成28年度末の施設入所者数	基準値	72人	令和元年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	±0人 (0.0%)	令和元年度末時点の施設入所者数を超えないことを基本とする。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<p>○精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定</p> <p>○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点69%以上、入院後6か月時点86%以上、入院後1年時点92%以上）とすることを基本とする。</p>
目標値設定の考え方	<p>○精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数及び1年以上の長期入院患者数、早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、市では数値設定を行いません。引き続き保健・医療・福祉関係の協議の場での協議を重ね、退院後の地域生活を継続して支える相談。見守り体制の整備を図る</p>

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	<p>○令和5年度末までに、障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>
目標値設定の考え方	<p>○地域生活支援拠点等を整備することについて、市内にある様々な障害のある方を支える資源の活用や連携を図るため、これまでの検討を踏まえ、面的整備型として令和5年度末までに1か所設置する。</p>
目標値	1か所（令和5年度末）

地域生活支援拠点等とは

国の基本指針では、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域生活で求められている次のような機能が必要とされている地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に平成32年度末までに整備することが求められています。

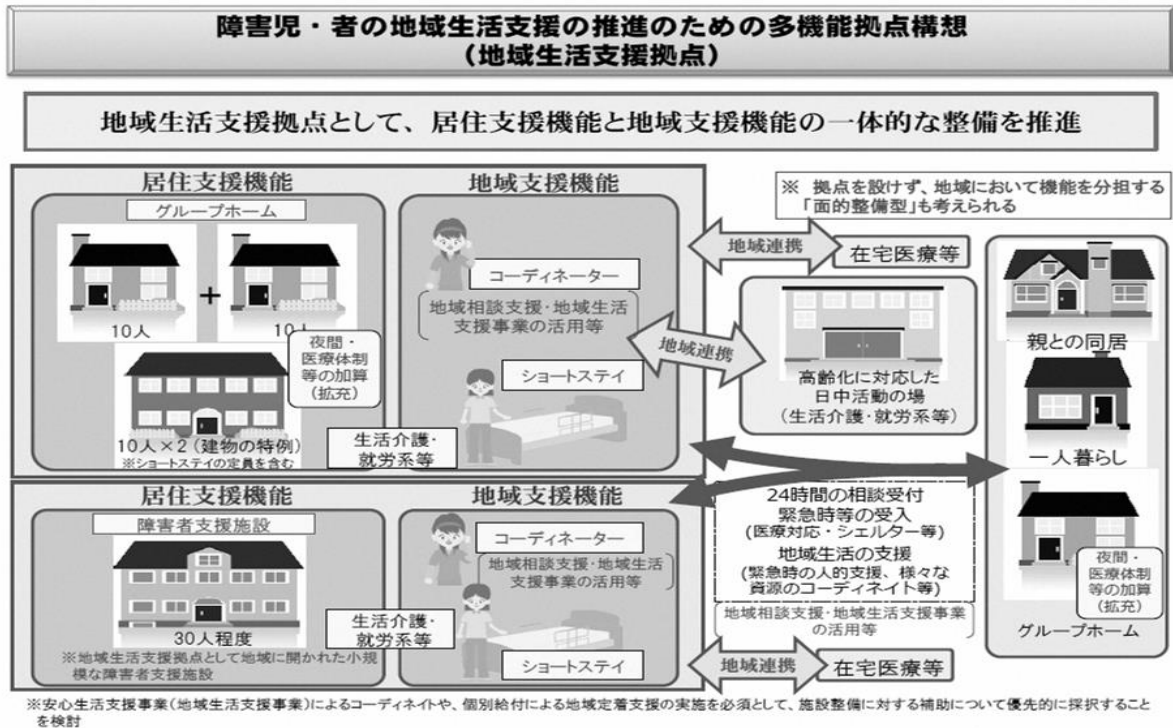
【必要な機能等】

- 相談（地域移行・親元からの自立など）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上など）
- 体験の機会・場（一人暮らし・グループホームなど）
- 専門的人材の確保・養成（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

【地域生活支援拠点等】

- 多機能拠点整備型：グループホーム又は障害者支援施設に上記の機能を付加した拠点の整備
- 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備

《イメージ図》

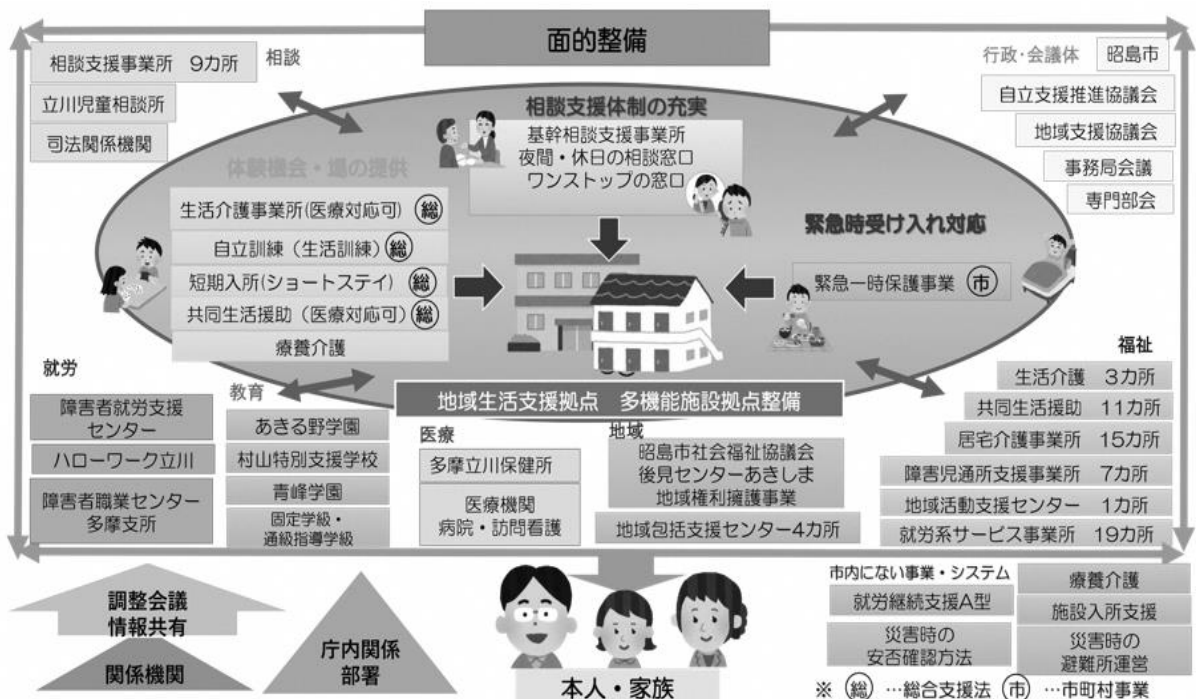


※障害保健福祉関係主管課長会議資料より

《参考》

昭島市障害者地域支援協議会「地域生活支援拠点プロジェクト」での検討結果に基づく、昭島市における「地域生活支援拠点に求める機能(案)」について

【求める機能(案)】



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数

国の基本指針	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍の人数が移行することとし、そのうち就労移行支援事業は1.3倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目指すことを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和元年度の一般就労移行者数等の状況を踏まえ、以下のとおり設定する。

区分	数 値		設定の考え方
	基準値 令和元年度	目標値 令和5年度	
年間一般就労移行者数	5人	6人 (1.27倍)	福祉施設を退所して、一般就労した人数
移行支援事業による年間一般就労移行者数	5人	7人 (1.3倍)	移行支援事業により、一般就労した人数
就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	0人	2人 (一倍)	平成27年度から令和元年度までの5年間において2人であることを考慮し、令和5年度に2人が一般就労する者の数として設定

※就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数については、市内にA型事業所がないため、目標値として設定しない。

(2) 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針	○令和5年度における、就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
目標値設定の考え方	○就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割になることを目指すこととして設定する。
目標値	7割

(3) 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合

国の基本指針	○令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。
--------	---

※市内に就労定着支援事業所がないため、目標値としては設定しない。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としている。
目標値設定の考え方	○地域支援協議会相談支援部会及び市内3か所の委託している相談事業所との連携を強化し、未設置である基幹相談支援センターの設置の検討をする中で相談支援体制の充実と強化を図る。
目標	○総合的・専門的な相談支援体制の確保に向けた検討

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・ 指導検査結果の関係市町村との共有 ※都道府県により目標設定
目標値設定の考え方	○東京都や心身障害者福祉センター等の実施する研修を活用し、知識の理解と修得を図る体制と毎月の審査結果の確認と修正作業の継続をしていく。
目標	○体制を構築

第2節 障害児福祉計画における成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の体制整備

国の基本指針	○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ○令和5年度末までに、各区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和元年度に児童発達支援センターである子ども発達プラザホールを設置し、保育所等訪問支援については、子ども発達プラザホールにて事業を開始する。
目標値	設置（令和元年度末）

(2) 重症心身障害児の支援体制の整備

国の基本指針	○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	○令和元年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、引き続き、身近な地域で支援を受けることができるよう努めます。
目標値	1か所以上の設置

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

国の基本指針	○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。
目標値設定の考え方	○令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置について検討します。
目標値	協議の場の設置とともに医療的ケア児等のコーディネーターの配置を検討（令和5年度末）